

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊東市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

伊東市長

公表日

令和7年7月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項または第19条の2に基づき実施する健康教育、健康相談、訪問指導及び各種検診に関する業務において、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の76の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号利用等に関する条例 第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 102の2項 (別表第二における情報照会の根拠) 102の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第50条 (情報照会の根拠) 第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊東市役所 健康福祉部 健康推進課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1583
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊東市役所 総務部 庶務課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1234
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月11日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月11日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報に関する記載のある文書については施錠できる保管場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないよう管理している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月29日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	(追加)	伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号利用等に関する条例 第4条	事後	
平成28年7月29日	I-5 評価実施機関における 担当部署 ①部署	健康福祉部 健康医療課	健康福祉部 健康推進課	事後	
平成28年7月29日	I-6 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	健康福祉部次長兼健康医療課長 下田 信吾	健康推進課長 村上 千明	事後	
平成28年7月29日	I-7 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	伊東市役所 健康福祉部 健康医療課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1 番1号 電話 0557-32-1582	伊東市役所 健康福祉部 健康推進課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1 番1号 電話 0557-32-1583	事後	
平成28年7月29日	I-6 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	健康推進課長 村上 千明	健康推進課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成28年7月29日	IV リスク対策	(追加)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年7月14日	II-1 対象人数 いつの時点での計数か	平成27年10月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年7月14日	II-2 対象人数 いつの時点での計数か	平成27年10月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月7日	I－3 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事後	
令和4年2月7日	I－4 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年2月7日	I－4 ②法令上の根拠		番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 102の2項 (別表第二における情報照会の根拠) 102の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第50条 (情報照会の根拠) 第50条	事後	
令和4年2月7日	Ⅱ－1 対象人数 いつの時点での計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和4年2月7日	Ⅱ－2 対象人数 いつの時点での計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和7年2月13日	Ⅱ－1 対象人数 いつの時点での計数か	令和4年1月31日 時点	令和7年1月29日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月13日	Ⅱ－2 対象人数 いつの時点での計数か	令和4年1月31日 時点	令和7年1月29日 時点	事後	
令和7年2月13日	Ⅳ－11.最も優先度が高いと 考えられる対策	(追加)	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年2月13日	Ⅳ－11.最も優先度が高いと 考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	(追加)	[十分である。] 特定個人情報に関する記載のある文書については施錠できる保管場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないよう管理している。	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年7月2日	Ⅱ－1 対象人数 いつの時点での計数か	令和7年1月29日 時点	令和7年6月11日 時点	事後	
令和7年7月2日	Ⅱ－2 取扱者数 いつの時点での計数か	令和7年1月29日 時点	令和7年6月11日 時点	事後	